

丸尾 直美、レグランド塚口 淑子、カール・レグランド著  
『福祉政策と労働市場—変容する日本モデル・スウェーデンモデル』

(ノルディック出版、2008年)

山本 克也

---

はじめに

本書は90年代後半から07年ぐらいまで行われた日瑞研究の成果の一部であるが、直接には『Welfare Policy and Labour Markets』Almqvist International, 2004の邦訳という部分（各著者がアップ・ツー・デートした部分を含む）と新たに書き加えられた部分から構成されている。序論にあるように、1) スウェーデンと日本が直面している経済問題の確認、2) 計画した福祉政策・労働政策が超高齢化社会に必要であること、3) 両国の労働市場の分析、4) 所得再分配政策に偏った伝統的な福祉国家像の克服を考えることの4つが本書のタスクとして位置付けられている。しかし、著述は大きく分けてA) 経済・労働環境、B) 福祉・社会保障制度の歴史、C) 家族・ジェンダー、D) 年金制度・年金と高齢者就労、E) 高齢者ケア、F) 税制に関するものの5分野であると思われる。複数の著者の主張は、摺り合わせをしたのだろうかと思わせるほどバラエティに富んでいるが、やや翻訳には難があり、読みにくい章もある。また、序論にある各章の要約にも用語が不統一であったり、内容上に問題があったりするので、まず、各章の要約を示してから論評に入っていくことにする。

各章の要約

1 経済・労働環境、福祉・社会保障制度の歴史

第1章では経済の変動、資源配分効率、経済的公正と福祉に与える資産影響の重要性を強調する。国民総資産の国民所得に対する割合が増加したので、それ以前の時代に比べると資産価値が経済変動と経済的分配に中心的役割を果たすようになったという。過去20年間、資産価格の大きな変動が経済と国内および国際間の資産分配と経済安定に寄与したことは明らかであり、市場経済を良好に機能させるために、時には積極的資産政策が必要であるとされている。また、1990年代のスウェーデンの事例は金融危機に際しての経済政策を研究するにあたって特に興味深いものがあるという。ここで強調されているのは、従来の福祉国家で中心的役割を果たしていた所得再分配型の福祉政策に加えて資産ベースの福祉政策の重要性であるとしている。

第2章では、小泉内閣（2002年～2007年）の構造改革の「明るい面」のエッセンスを確認している。その政策とは需要を創出した構造改革である。それは民間企業が市場に参入できるように支援して、消費者の非可視的な希求を目に見える需要に転換できるように規制を緩和することである。この種の市場化を伴う構造改革が日本に新しい機会をもたらし、日本をストックが豊富で洗練

された高度技術を備えた成熟社会にするだろうと主張している。

第3章では日本の福祉国家の発展を、歴史的、客観的な国際比較に基づいた相対的位置付けとして示している。ここでは、日本の社会保険制度の4つの領域（老齢年金、傷病現金給付、労災、失業保険）の発展に焦点を当て、4つの国（オーストラリア、アメリカ、ドイツ、スウェーデン）と比較している。その際、5つの社会保障制度モデルを提示し、これらの国々の老齢年金、傷病現金給付、労災、失業保険の4つの制度をモデルに照らして評価している。具体的には、日本で社会保険制度が最初に導入された時期はヨーロッパから見れば遅れたが、オーストラリアとアメリカに比べれば特に遅いわけではないこと、比較的初期の段階ではドイツの社会保険の政府のコラボラティスト・モデルを選好する制度を発展させ、その結果、日本では人口を社会経済階層別に分ける継ぎはぎの制度が発展したこと（すなわち大企業の雇用者は最も良い条件で、労働市場の縁辺的雇用者には底辺にというふうに階層化されたこと）が示されている。また、1950年代と1960年代はほかの国々にとっては福祉国家発展の時期だったが、日本におけるそれは1970年代になってからだった（日本では、その直前まで非常に急速な経済成長の時代であった）ことが示されている。

## 2 家族、ジェンダー

第4章では、家庭での再生産とその組織ならびに労働市場への女性の参加の質に関する分析がなされている。家庭での再生産の仕事は、子ども、高齢者、その他のケアを必要とする者へのケアと家事労働である。そのうちのすべてあるいは一部は、市場を通じて行われる。そして、日本はこの点で例外的な存在かということが問題として提起されている。結論としては、オーストラリア、カナダ、フィンランド、ドイツ、オランダ、スウェー

デン、イギリス、そしてアメリカと日本を比べると、いくつかの違いが見出せるが、異なる分析用具を必要とするほど例外的な国ではないように思われるとしている。今の日本は市場による解決が支配的な国に属するという。そのような国では、家庭での再生産の程度は家族の経済的地位によって違ってくると見えたとされる。日本の多くの女性はゆるい形で労働市場に関係しており、完全な社会市民権を有するといった形ではない。それでも、日本は次第に家庭の再生産サービスが「市場化」し、女性の労働市場への参加の質が高くなることを特徴とする第2のカテゴリーの国に進みつつあると見てよいと考えられるとしている。

第5章では日本とスウェーデンの出生率の型と傾向を検討する。特に、子どもを持つ家族に多くの恩恵を与えているスウェーデンのような家族政策が、本当に全体としての出生水準を引き上げるだろうかという問題に対して暫定的な結論では肯定している。しかし、スウェーデンの出生率は景気変動に応じて変動しがちなことも併せて指摘している。また、スウェーデンが導入した連続的な出生を促す「スピード・プレミアム制度」が、出生率を高めるのに有効であったとの推定結果を報告している。

第6章では日本とスウェーデンにおける男女平等を比較分析している。まず、日本、スウェーデン両国における労働市場政策、労使関係、税制、福祉政策の背後にある論理を概観する。そして著者たちは、労働市場参加、パートタイム、無償労働など、いろいろな形で女性が分離されていることを説明する。この章では、労働市場、無給労働、男女の賃金ギャップなど、いろいろな次元における男女差別（segregation）を明らかにしている。その考察から得られる最も重要な全般的な政策的教訓の一つは、日本でもスウェーデンでも労働市場における性差別が男女平等を達成するために解決すべき最も重要な問題の一つだということである。

### 3 年金制度

第7章はスウェーデンの年金制度を説明している。制度内容については読者諸氏も十分に承知されているであろう。本文にもあるように、新しい制度に関しては評価を下すほどの年数を経ている。興味深いのは、PPM（個人勘定で運用される部分の年金）に関しては、女性の方が倫理的投資（例えば、企業の業態が環境等に良いか悪いかを判断する）を多くするという研究報告がされていることである。

第8章では、1960年と1999年のスウェーデンの年金改革を日本がどのように取り入れてきたかを明らかにしている。特に2004年の日本の年金改革は保険料率を固定し、結果的に高齢化と経済変動につれて給付を調整するスウェーデンの年金財政の自動調整制度を取り入れたが、1) 政治介入の排除、2) 市場原理的の効率的に運用する部分と、最低生活を保障する政策的部分との分離、3) 資産ベースの財政調整、4) 年金資産の効率的運用などにおいても、スウェーデンの年金制度を参考にすべきとされている。日本の年金制度の財政的持続可能性は、短期的には、女性、高齢者、パート労働者などの就業と社会保険加入を促し、長期的には出生率回復をさせることができれば、一般に言われているほど悲観的ではないと結論付けている。

第9章では、日本とスウェーデンの退職年齢と年金制度の関係を検討し、早期退職への傾向の背後にある要因を、健康状態、労使関係、社会保障制度を考慮に入れて検証している。年金制度が早期退職へのインセンティブになることを説明した上で、民間制度と労使の団体交渉で決められる制度が実際の退職行動を決める上で重要であると強調する。上昇する年金コストと、そのコストを退職年齢の引き上げによって低くしようとする試みは、両国だけでなく多くの国に共通する関心事である。また、高齢者は多様な形（労働時間の長短）で、退職まで働くことになろうとも示唆する。例

えば、スウェーデンではパートタイム労働で、日本では集団主義的やり方を用い、伸縮的に働く方法をとることになるという。

### 4 高齢者ケア

第10章では、介護供給のスウェーデン・モデルの説明を行っている。スウェーデンでは日本と同様に、介護サービスは自治体による運営が先行し、次第に全国的に制度化されていった過程が示されている。筆者は政府以外の民間やインフォーマルな部門が、より重要な役割を担うようになることを予想するが、少数の限られた人々のニーズだけを政策の対象とする選別モデルになれば、強い社会的連帯に支えられるスウェーデンの福祉は侵食されるだろうということにも言及している。

### 5 福祉国家と税制

第11章ではスウェーデンにおける税の負担感について書かれている。市民の税負担が高いことはスウェーデンの特徴であるが、これが果たして国民一般の疲弊を招き、福祉・社会保障よりも減税を望むことになっているのかを、時系列および階層間の比較をしながら検討している。具体的には、税金と福祉政策に関する世論についての調査を国際比較も交えながら分析し、スウェーデン社会の税負担の問題を解き明かしている。それによると、医療・保険、基礎教育、高齢者支援などの質の維持・向上のためには、スウェーデン市民は増税をも厭わないという結果になっている。この結果は、時系列的にも、また、階層間でも安定した結果であり、市民意識は一部が主張するように移ろいやすいものではなく、福祉国家主義に対する市民の信頼度は変わらず高いと結論付けている。

また、第12章では、課税制度が世帯単位から個人単位に移行した1970年代初頭に焦点を当てている。当時、既婚女性の大多数は専業主婦であるのが普通であったが、女性の労働市場進出に大きな

影響を与えたこの画期的な税制改革についての文献が少ない中で貴重な論文であるといえる。この税制改革の意図は、女性の労働市場進出を促すことであったが、改革に反発したのは男性ではなく既婚の専業主婦たちであった。女性の中にも、男性が生活費を稼ぎ、女性は専業主婦という性別役割分業に基づく理想的家族のあり方が染み付いていたようである。この改革によって、スウェーデンは高福祉社会としての準備を整え、高齢者・児童福祉を社会化し、女性は高等教育を受けて就業していった。夫婦双方が働くダブルインカム世帯への移行は、また、女性が仕事も子どもも選択できる時代へと変えていった。いわば、税制度の改革はそれまで社会階層を問わずに浸透していたジェンダー意識を変革させ、新しい女性像の創出に大きく「手を貸した」と結論付けられている。

### いくつかの疑問点と本書の評価

日本側の記述に関しては、やや楽観的過ぎはしないだろうか。たしかに、我が国は1,456兆円(2009年末)の個人金融資産が存在し、ストック社会であると言うことが可能である。この資産の有効な活用が可能で、かつ、明示的な戦略があれば経済成長の再現も可能かも知れない。しかし、同時に国債及び借入金が870兆円、政府保証債務残高が46兆円あまり<sup>1)</sup>で、借入金、政府短期証券を含む日本全体の債務残高は1,100兆円を越えてしまっている(2009年12月末)。また、2010年度予算が指し示すように、福祉・社会保障制度の充実のために国債を発行せざるを得ない状況となった。これは、増税をしないので、必要な施策を実施するために財源を国債発行に頼るという悪循環が始まってしまったことを示している。必要な政策を実施するためには財源が必要であり、これには消費税を含めた税制改革が必要ではないだろうか。このことはスウェーデンから学ばれたはずで

あろうが、日本のシステムを語る場合に増税も含めたオプションの提示がないことは残念であった。

また、前後するが我が国の年金制度がスウェーデンからどのような影響を受け、また、どのような影響を受けるべきかが記されている第8章であるが、ややPPMを持ちあげすぎているきらいがある。世界的な不況を招いたサブプライムの事件を引き合いに出すまでもなく、資産運用にはリスクが伴う。しかし、公的年金制度の第一義は老後の所得保障であり、これには一定の再分配政策で対応せざるを得ないのではないだろうか。ここも、やや楽観的すぎるものと思われる。加えて、第3章の取り扱いはいささか雑である。欧米人が我が国の福祉国家の始まりを1970年代とするのは仕方がない面があるが、我が国の福祉国家の起源には武川・田多論争と呼ばれる論争があるほどホットな<sup>2)</sup>問題である。学界の動向を踏まえられた上で注記は必要であったのではないだろうか。

最後に、やや超越的であるが、こう読めば本書の理解は早いという読み方を示そう。本書は、今日のスウェーデンの福祉・社会保障政策が、1) どのような背景を持っているか、2) どのような問題点があるのかを示してくれる。スウェーデンでは、社会基盤を少子高齢化社会に合わせるために、女性および男性の働き方を変えていった(第12章、第4章、第6章)。そして、こうした社会はさらに少子化を止める施策の実行を可能とし、出生率の低下に歯止めを掛けることに成功した(第5章)。また、高齢者対策としては、老人福祉政策のほかには所得の再分配政策である所得保障制度(年金)と、現物給付制度(高齢者ケア)があるが、福祉国家一般が指向した所得再分配型の年金制度には行き詰まりを感じ(第7章)、また、地域が主体的に担ってきた高齢者ケアには選別主義になることを危惧する(第10章)。それでも、社会全体としては福祉・社会保障のあり様を継続していきたいと国民が考えているということである(第11章)。

以上の順番に読めば、スウェーデンの福祉・社会保障政策がどのような背景を持っているかということが容易に理解できるようになっている。その意味で言えば、編集には大きな問題がある。基本的にスウェーデンの事項と日本の事項を対比させることに重点を置いた編集になっているが、研究上の利便性と読み物としての書籍の編集は一般に両立しない。一つ一つの章を見ると、スウェーデンの研究者は読者の知りたいと思われる情報を要領よく記述しているし、日本側の研究者も日本の事情を要領よくまとめている。しかし、書籍としての一体感はあまり感じられないことは残念であった。ただし、繰り返しになるが、上記のよう

にスウェーデンの福祉・社会保障政策の背景、問題点を理解したあと、改めて日本側の記述を読めば、日本の問題点がより鮮明に理解できることは間違いない。

#### 注

- 1) <http://www.mof.go.jp/zaisei/>
- 2) ちなみに武川-田多論争は2007年に起こった(金2010)。

#### 参考文献

金成 垣 (2010)「現代の比較福祉国家論—東アジア発の新しい理論構築に向けて」ミネルヴァ書房

(やまもと・かつや 国立社会保障・人口問題研究所  
社会保障基礎理論研究部第4室長)